



令和 8 年度第 2 回神奈川県保健医療計画推進会議 資料 2-1

協議：病床数適正化緊急支援事業の申請に伴う協議

- 本事業の申請に当たっては、厚生労働省から「**地域医療構想調整会議等での議論**」が求められており、第1回の神奈川県保健医療計画推進会議において、本県としての受け止めと考え方についてご承認いただいた。
- その後、令和8年6月22日に、県から各医療機関に対してご案内を行ったところ、**52件、約1,400床**を超える申請がある中、厚生労働省からは、本事業の申請締切が、8月24日とされた。
- そこで、本資料では、前回の会議結果を振り返り、取りまとめ結果をご説明する。

1 振り返り

2 国への申請締切を踏まえた協議方法の補正（論点1）

3 申請内容に不備があった場合の取扱い（論点2）

4 申請状況

5 本日ご意見等を伺いたい事項

1 振り返り（本事業に係る本県の受け止め）

- 本事業に係る医療機関からの申請は、国が示す要綱に基づき、県が認定することになるが、**特定の場合**（次頁記載）、**「地域医療構想調整会議において議論を行った上で病床を削減すること」**とされている。

本事業の趣旨

- 本事業は、病院経営が厳しくなる中、**診療体制の変更等による様々な課題に際して生じる負担に対して必要な財政支援**を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を推進し、**地域に必要な医療提供体制を確保ことが目的**

本事業の受け止めと対応

- こうした本事業の趣旨に鑑み、本県としては、
 - 各医療機関の**申請は、各医療機関の経営上の判断として受け止め、**
 - 地域医療構想調整会議では、**個別の医療機関の病床削減の是非を議論するのではなく、**
 - 病床削減による**「地域の課題」や、「今後の役割分担の方向性」等を共有することを目的として協議することとする。**

1 振り返り（本事業に係る本県の考え方）

特定の場合における本県の地域医療構想調整会議等での取扱い

- 本事業は、「病床削減」という地域医療に一定の影響を与えうる事象であることに鑑み、**全ての申請を全て地域医療構想調整会議等での対象**として取り扱う。
- このため、**申請内容は県で資料（一覧）化し、会議は公開**で行う。
- また、病床削減に伴う地域の受け止めに配慮し、県への申請内容は、神奈川県 HPで公表する。
- なお、国が定める**「特定の場合」**は次のとおりであり、①、②、③の場合は、地域医療構想調整会議等の際に、**特に留意して協議**し、④、⑤の場合は**給付の対象外とする**。
*（①、②、③の場合は、会議へ申請者の出席を求めることも想定）

【国が定める「特定の場合」】

- ① 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ② 1 医療機関で100床以上削減をする場合
- ③ その他、都道府県において議論が必要と認める場合（例：過去10年間で病床整備事前協議で配分を受けた医療機関、事業承継により引き継いだ病床 等）
- ④ 本補助事業の申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合や削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む）場合
- ⑤ 令和9年3月31日時点においては廃院する予定の場合

2 国への申請締切を踏まえた協議方法の補正（論点1）

- 国への申請に当たっては、「特定の場合」に該当する場合は、地域医療構想調整会議での議論が必須であるが、国が示す申請締切が8月24日とされた中、全ての地域において、地域医療構想調整会議が実施できない。

6月22日	● 医療機関あて本事業に係るご案内を発出
7月14日	● 医療機関から県への申請書類の提出締切日
7月21日	● 第2回神奈川県保健医療計画推進会議＜本事業の申請状況を報告・協議＞
8月24日	● 国への申請締め切り

論点1 保健医療計画推進会議での協議により代替

- 県としては、本事業は、**各医療機関の経営上の判断**として受け止め、各地域では、**個別の医療機関の病床削減の是非を議論しない想定**であった。
- そこで、**医療機関の申請を尊重**し、国に申請できるよう、**当会議での協議したことをもって、協議を行ったこととして取り扱いたい**。
- なお、当初想定していた病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等の協議については、**当会議の協議結果を各地域に共有し、今後、実施予定の各地域医療構想調整会議において、引き続き協議**することとしたい。

3 申請内容に不備があった場合の取扱い（論点2）

- 現状では、全ての案件が要件を充足する申請であったが、国への提出期限までの間に、万が一不備が判明した場合、**本来なら当会議で協議したとは言い難いため、申請すべきではない。**
- しかし、国からの通知が締め切り間際ということも考慮すると、**可能な限り、国への申請が配慮できることが望ましい。**
- こうした中、本県では、「**病床削減は地域医療に一定の影響を与えうる事象**」と捉え、**全ての申請を協議の対象としている。**

論点2 申請内容に不備があった場合の取扱い

- そこで、申請内容を次の2通りに大別し、**国が指定する「特定の場合」に該当しない申請（区分1）**で、国への申請締切である8月24日までに、確認が取れた場合にあっては、**申請対象と取り扱うこととしてよい。**

区分1	国が指定する「特定の場合」に該当しないもの	: 申請対象
区分2	国が指定する「特定の場合」に該当するもの	: 2次申請で取扱い

4 申請状況

申請の状況、削減病床数とその機能等について、以下のとおり、まとめた。
(湘南東部地区に所在する医療機関からの申請は無し)

二次 医療圏	申請状況 (単位： 件)	削減病床数（単位：床）				削減病床の機能（単位：床）						
		一般	療養	精神	計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休棟	計
横浜	22	211	15	160	386	0	80	29	15	150	112	386
川崎 北部	3	16	0	15	31	0	10	1	0	15	5	31
川崎 南部	4	121	0	0	121	0	10	0	0	0	111	121
相模原	7	92	56	22	170	0	7	7	40	0	116	170
横須賀 ・三浦	4	162	56	30	248	0	19	0	6	30	193	248
湘南 西部	4	68	56	88	212	0	0	0	12	8	192	212
県央	3	18	0	147	165	0	0	18	0	0	147	165
県西	5	88	7	0	95	7	47	15	7	0	19	95
合計	52	776	190	462	1,428	7	173	70	80	203	895	1,428

※令和8年7月21日時点での審査状況

5 本日ご意見等を伺いたい事項

<論点 1>

- 国への申請期限が8月24日であることを踏まえ、当初想定していた協議方法を一部補正し、**当会議での協議をもって、完了する取扱いとしてよいか。**
 - なお、病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等の協議については、当会議の協議結果を各地域に共有し、今後、実施予定の各地域医療構想調整会議において、引き続き協議する。

<論点 2>

- 現状では、全ての案件が要件を充足する申請であったが、国への提出期限までの間に、万が一不備が判明した場合、申請内容を次の2通りに大別し、**国が指定する「特定の場合」に該当しない申請（区分1）で8月24日までに、確認が取れた場合**にあつては、**申請対象と取り扱うこととしてよいか。**

区分1 国が指定する「特定の場合」に該当しないもの : 申請対象

区分2 国が指定する「特定の場合」に該当するもの : 2次申請で取扱い

説明は以上です。

事業の目的

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、**診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な負担が生じるため支援**を行う。

支給対象

- 医療機関（病院・有床診療所）が国要綱に示す要件を満たした上で削減する病床

支給額

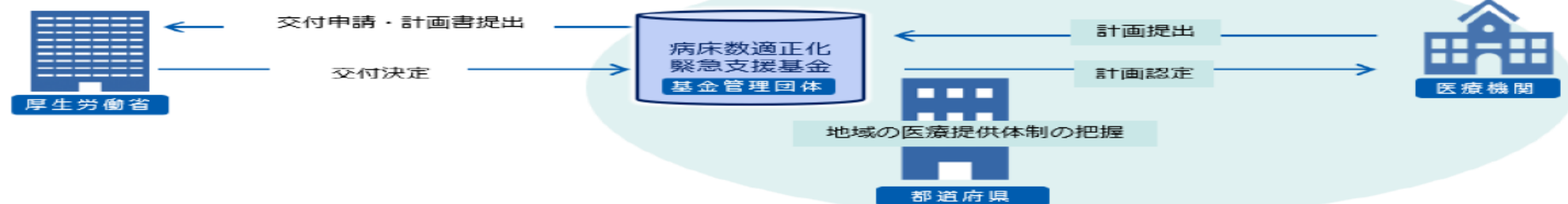
- 4,104千円／床**（ただし、**休床の場合は、2,052千円／床**）
※ 本事業における「休床」とは、本事業申請時に**休棟中の病棟の病床**をいう。
（既に削減済の病床は、病床削減時に休棟中の病床）

申請手続き

- ① **医療機関**は、申請書類を**都道府県**に提出
- ② **都道府県**は、申請書類を審査し、「都道府県が実施する事業」として適当と認める申請を、定められた期間（未定）までに**厚生労働省**に提出
- ③ **厚生労働省が設置する基金管理団体**は、厚生労働省から指示により申請医療機関に**給付金を支給**

事業スキーム

(イメージ図)



【令和7年度からの主な変更点】

- 国が設置する基金管理団体から医療機関へ給付
- 申請にあたり、地域医療構想調整会議等での議論が必要なこと。
- この事業により削減した病床数の基準病床数からの減算

参考 病床数適正化緊急支援事業 -支給対象となる医療機関-

- ① **令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床数を削減する医療機関**
 - 一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。
- ② **令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に病床数の変更に関する届出を行った医療機関**
 - 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡）により、事業計画書を提出した医療機関が対象
- ③ **病床を削減予定と報告し、現に病床を削減した医療機関**
 - 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に報告した医療機関が対象

参考 病床数適正化緊急支援事業 -支給対象外の病床等-

- 令和7年度実施事業*の支援対象となった病床

* 「令和7年度（令和6年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」
における「病床数適正化支援事業」

- 入院医療の受け入れを停止する場合、**令和9年3月31日時点で廃院予定の病床**
(無床診療所への転換を含む)

- 次に該当する病床

- ① 産科部門及び小児科部門の病床
- ② 同一開設者の医療機関へ融通した病床
- ③ 事業譲渡等により削減した病床 (令和9年3月31日時点)
- ④ 病床種別の変更で削減した病床
- ⑤ 医療措置協定を締結した病床
- ⑥ 特例病床
- ⑦ 特定疾患を有する患者のための病床 (放射線治療病室、ハンセン病療養所等)
- ⑧ 職員、隊員、業務上の災害を被った労働者が利用する病床の削減

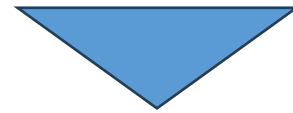
参考 病床数適正化緊急支援事業 -留意事項-

- 休床を残したまま、休床ではない病床の削減は認めないこと。
- **特例病床等**を削減する場合、申請理由とされていた事象及び申請理由に対する現状を確認の上、**都道府県において病床削減の是非を判断すること**。
- 本事業により病床数を削減したときは、**病床を削減した医療機関が所在する二次医療圏の基準病床数を削減すること（次頁参照）**。
- 次の場合は**給付金を返還すること**。

- ✓ 「病床機能報告」による報告や、医療法25条に基づく検査時等に、**申請通りに病床の削減が行われていないことが確認された場合**
- ✓ 給付金の支給を受けた日から**令和19年3月31**にまでに増床させた場合
(都道府県知事が病床の増加を認めた場合を除く)
- ✓ 令和9年3月31日時点において、**地域医療構想調整会議での議論を行わずに廃院又は事業譲渡等をしている場合**
- ✓ **申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合**

参考 病床数適正化緊急支援事業 -基準病床数の取扱い-

- 国通知では、**本事業で削減された病床分は、「不可逆的措置として基準病床数を削減する」と**されている。
- 本事業は、令和9年3月末までの削減病床が対象であるため、**令和9年度の基準病床数から反映**することとなる。
- 一方、今後、別途、**「基準病床数の中間見直し」**や、**「令和8年度の病床整備事前協議」**について**議論する予定**であるため、**取扱いについて国に確認中**



- このため、取扱いの詳細は、「基準病床数の中間見直し」と「令和8年度の病床整備事前協議」について協議予定の**第2回神奈川県保健医療計画推進会議（7月21日開催予定）にて、改めてお示しする予定**

参考 本事業に係る令和 7 年度の病床削減の状況

【令和 7 年度に病床数適正化支援事業により削減した二次医療圏別の病床数】

二次医療圏	医療機関数	削減病床数	(病床種別)			(病床機能)					
			一般	療養	精神	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休床
横浜	12	178	157	0	21	9	101	0	1	8	59
川崎北部	1	50	50	0	0	0	5	0	0	0	45
川崎南部	3	26	26	0	0	0	10	0	0	0	16
相模原	5	55	42	10	3	10	32	0	10	3	0
横須賀・ 三浦	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
湘南東部	1	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10
湘南西部	5	96	86	10	0	21	0	0	5	0	70
県央	3	18	12	0	6	0	10	0	0	6	2
県西	2	48	13	35	0	0	0	0	0	0	48
計	33	482	387	65	30	40	159	0	16	17	250